

長期優良住宅化リフォーム推進事業

通年申請タイプ

通年申請タイプは、**これまでに本事業を実施したことのない施工業者を対象とし、提案・採択の手続きを経ずに補助金の申請を受け付ける制度**です。

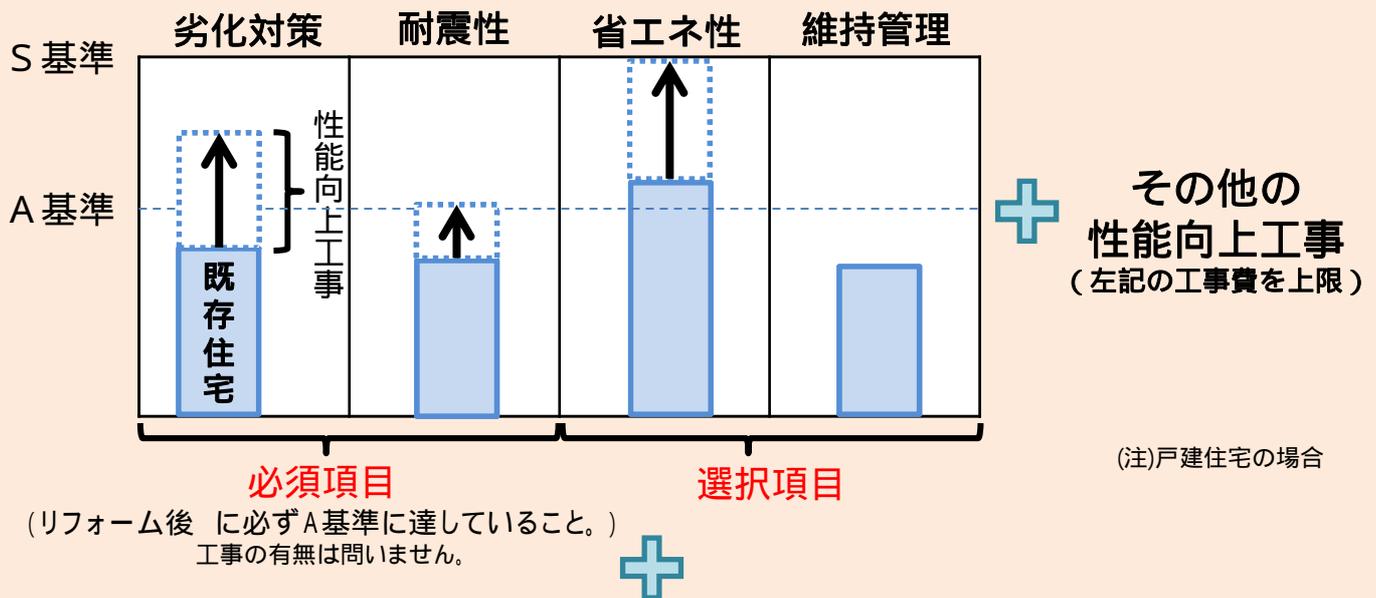
以下のすべてを満たす施工業者を対象とします。

- H25年度補正予算またはH26年度当初予算による事業で交付決定を受けていない事業者
- H26年度補正予算、H27年度予算による事業で採択を受けていない事業者
- ただし、採択枠を使い切ったグループ提案者に属し、交付申請をしていない構成者による申請は可能

どのような工事が対象になるの？

劣化対策や耐震性、省エネ対策など**住宅の性能を一定の基準まで向上させる工事**が対象となります。また、これらの性能向上工事と一体的に行われる他の工事も、一定の範囲で対象となります。なお、劣化対策と耐震性はリフォーム工事後にA基準を満たしていることが要件となります。

<対象工事のイメージ>



インスペクション



リフォーム履歴



維持保全計画 等

どれくらい補助金が出るの？

補助率：1 / 3

申請は1住戸(共同住宅等共用部分は1棟)に限り、かつ補助限度額100万円
すべての性能項目でS基準を満たす場合は200万円

S基準、A基準とはどのような基準ですか？

劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性等について、長期優良住宅化に資する水準として設定したものです。

- ・ S基準：新築の長期優良住宅と概ね同程度の水準（一部代替基準あり）
- ・ A基準：S基準には満たないが一定の性能向上が見込まれる水準

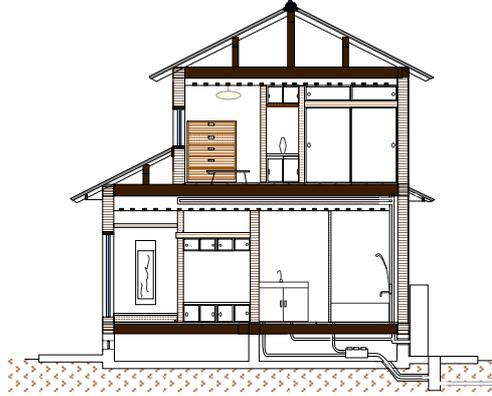
劣化対策(必須)

以下について、一定の措置
・ 外壁の軸組等
・ 地盤、基礎、土台、床下
・ 浴室及び脱衣室
・ 小屋裏

耐震性(必須)

以下のいずれか
・ 新耐震建築物
・ 耐震診断iw 1.0
・ 耐震等級(倒壊等防止)1

< A基準の概要(木造住宅の場合) >



省エネルギー対策

以下のいずれか
・ 断熱等級3 + 開口部断熱
・ 一次エネ等級4 + 断熱措置
・ 省エネ改修事業相当

維持管理・更新

専用配管の構造について、以下のいずれか
・ 維持管理対策等級2
・ 同等の代替措置

誰が申し込むのですか？

リフォーム工事を行う施工業者です。



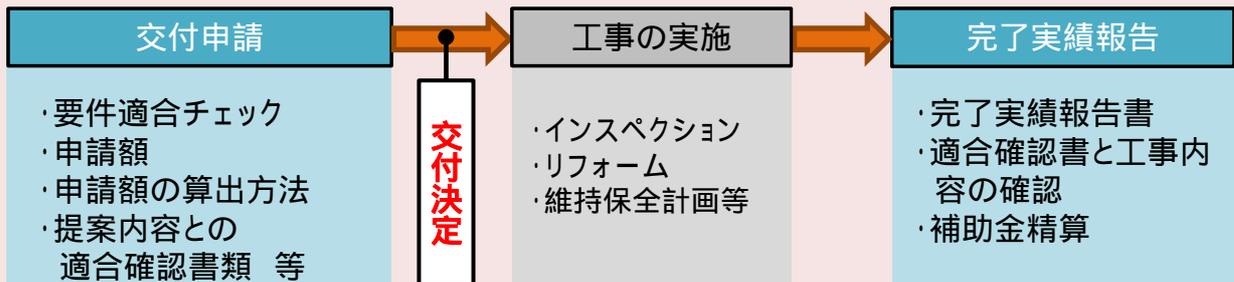
どのように申し込めばいいですか？

長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室のホームページで公表します。

- ・ 事務局ホームページ http://www.choki-r-shien.com/h27_tsuunen/
- ・ 問合せ先 toiawase@choki-r-shien.com

申請受付期間は平成27年7月31日～12月16日です。

< 事業の大まかな流れ >



全てS基準の場合は評価機関による審査が必要です。